

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十四号

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。